

群労発基 1129 第 3 号
令和 3 年 11 月 29 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌（紙）等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 3 年 10 月 2 日に改正発効し、また、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）につきましても、令和 3 年 12 月 29 日に改正発効することが決定しました。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、群馬労働局においては、各種広報活動等を実施し、改正後の最低賃金額の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、貴団体が発行している会報誌（紙）、ホームページ等で、別添掲載例文を参考にして取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する企業に対する最低賃金の引上げに向けた支援策である「業務改善助成金（群馬県最低賃金のみ）」及び「雇用調整助成金」の更なる活用促進につきましても、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

- 最低賃金改正周知 労働基準部 賃金室
電話 027-896-4737
- 業務改善助成金 雇用環境・均等室
電話 027-896-4739
- 雇用調整助成金 職業安定部対策課
電話 027-210-5008

「掲載例文①」

～ 群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました ～

みんなチェック！最低賃金。

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 865円	発効日 令和3年10月2日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 946円	発効日 令和3年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 935円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 935円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 935円	

※ 最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。
詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※ 中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金（群馬県（地域別）最低賃金のみ）

問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話027-896-4739

○雇用調整助成金

問い合わせ先：職業安定部対策課 電話027-210-5008